



かわべ

# 議会報

発行・岐阜県川辺町議会

編集・川辺町議会報編集委員会

## おもな内容

- 第4回定例会 ..... ②
- そこが聞きたい ..... ④
- 公職選挙法が改正 ..... ⑫
- 議会日誌 ..... ⑫



水

ぬるむ頃

水辺にねこ柳がふくらんで、春を告げています。

春は躍動的なもの、それは水辺によくうかがえます。私たちが子供の頃歌った「春の小川はさらさら行くよ」の詩にも表われています。

陽光に映える川面は、まぶしく心をせきたて、早春の躍進を象徴するかのようです。

## 第4回 定例会

## 減債基金条例の制定など11案件を可決

元年度一般会計予算に1億4,437万円を追加

平成元年第四回定例会は、十二月十三日から十六日まで四日間開きました。

提出された案件は、減債基金条例の制定、平成元年度の補正予算など十一件。それぞれ慎重に審議し、いずれも原案どおり可決しました。

## 可決した案件

## 川辺町減債基金条例を制定

将来の公債負担に備え、基金を積立て  
(全会一致)

町債(町の借金)の償還に必要な財源を確保し、将来にわたる健全な財政運営を進めていくため、基金を設け、毎年度「減債基金」として積み立てるなどしました。

川辺町議会議員の報酬および期末手当に関する条例の一部を改正  
(賛成多数)

このほか、人事院勧告に基づき、一般職員の六ヶ月期の期末勤勉手当の支給割合が改正されたことに準じて、本町議員の期末手当についても、平成元年六月にさかのばつて、これまでの「百分の百九十九」から「百分の二百十」に改正しました。

議員報酬等の額は、町長の諮

問により特別職報酬等審議会(委員五名)で審議され、その答申を受けて町長が条例の改正案を議会へ提出し、議決によつて決定されます。

昨年十一月、議員報酬等の額について、「社会の経済情勢、町財政や近隣町村の現状等から勘案して、改訂するのが適当と考える」と、いう意見書が同審議会から提出され、本条例において審議の結果、報酬月額を次のとおり改定しました。

(平成二年一月一日実施)  
議長 二二〇、〇〇〇円  
副議長 一七〇、〇〇〇円  
委員長 一五六、〇〇〇円  
議員 一五〇、〇〇〇円

同様に審議会の答申どおり、次とおり改定しました。

(平成二年一月一日実施)  
教育長 四五四、〇〇〇円

川辺町職員の給与に関する条例の一部を改正

本条例においても、特別職報酬等審議会の答申に基づき審議の結果、給料月額を次のとおり改定したほか、六月期の期末手当についても議会議員と同様に支給割合を改正しました。

本条例においても、特別職報酬等審議会の答申に基づき審議の結果、給料月額を次のとおり改定したほか、六月期の期末手当についても議会議員と同様に支給割合を改正しました。

人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に伴い、町職員の給料および通勤手当、六月期の期末勤勉手当の支給割合を改定しました。諸手当を含めた町職員の平均給与の改定率は三・三〇%です。

| 川辺町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正<br>(全会一致) |          |
|--------------------------------------|----------|
| 町長                                   | 六〇〇、〇〇〇円 |
| 助役                                   | 五二〇、〇〇〇円 |
| 収入役                                  | 四六五、〇〇〇円 |

平成元年度川辺町一般会計補正予算(第四号)

| 川辺町教育長の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する条例の一部を改正<br>(全会一致) |          |
|---|----------|
| 議長  | 二二〇、〇〇〇円 |
| 副議長   | 一七〇、〇〇〇円 |
| 委員長   | 一五六、〇〇〇円 |
| 議員  | 一五〇、〇〇〇円 |

平成元年度川辺町一般会計補正予算(第四号)

| 川辺町職員の給与に関する条例の一部を改正<br>(賛成多数) |                                      |
|--------------------------------|--------------------------------------|
| 町長                             | 百九十六万九千円を追加し、総額を二十七億三千百三十二万八千円としました。 |
| 教育長                            | 五百四十円                                |
| 地方交付税                          | 五百四十円                                |

今回の補正是、減債基金条例の制定に伴う基金への積立て、災害復旧工事費、町民運動場調査委託料などをはじめ、給与改定による人件費の整理を行いました。歳入歳出それぞれの補正額の内訳は次のとおりです。

[歳入] (△は減額、単位千円)

| 町長    | 五百四十円 |
|-------|-------|
| 教育長   | 五百四十円 |
| 地方交付税 | 五百四十円 |

一般職員の給与を改定  
(全会一致)

人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に伴い、町職員の給料および通勤手当、六月期の期末勤勉手当の支給割合を改定しました。諸手当を含めた町職員の平均給与の改定率は三・三〇%です。

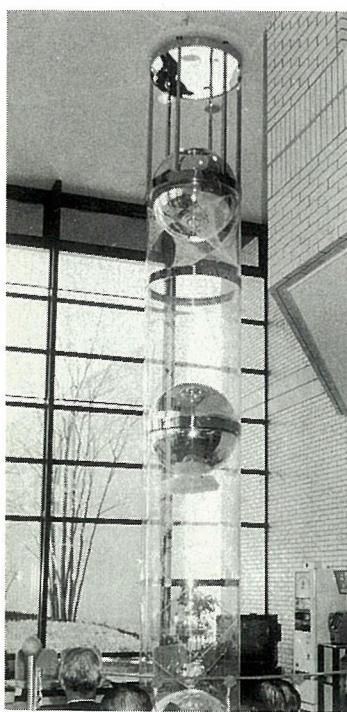
|         |        |
|---------|--------|
| 分担金・負担金 | 五三三    |
| 国庫支出金   | △三、五七九 |
| 県支出金    | 四、八五五  |
| 繰越金     | 六、〇〇八  |
| 町債      | 一、三〇〇  |

|           |       |   |
|-----------|-------|---|
| 【歳出】      | 一、六九四 | 債基金積立金八千万円、ファクシミリ(三台)購入費二百五十九万四千円、道路維持工事費三百八十三万五千円、国民健康保険基金繰入金△一千八百八万九千円、その他繰越金一千六百六十円、その他の歳出       |
| 教育費       | 一、六九二 | 流域浄水事業負担金二百二十一万八千円、危険住宅除却補助金六十六万円、代替住宅建設補助金二百十一万円、川辺中学校体育馆大規模改造工事設計委託料百三十万円、川辺町民運動場調査事務費五百三十二万五千円など |
| 災害復旧費     | 一、一九二 | 災害復旧費五百四十九万円、代替住宅建設補助金二百十一万円、川辺中学校体育馆大規模改造工事設計委託料百三十万円、川辺町民運動場調査事務費五百三十二万五千円など                      |
| 土木費       | 一、一五八 | 教育費   |
| 農林水産業費    | 一、一五五 | 災害復旧費   |
| 衛生費       | 一、一五二 | 教育費   |
| 民生費       | 一、一五〇 | 災害復旧費   |
| 総務費       | 一、一四九 | 農林水産業費  |
| 議会費       | 一、一四八 | 衛生費   |
| 【補正の主な内容】 | △は減額  | 総務費   |

|      |  |
|------|--|
| 歳入では | 町民税(個人)二千百万円、法人三千六百五十四万一千円、固定資産税三千二百六十六万三千円、旧電気税三百五十万二千円、地方交付税(普通)四千四十三万三千円、がけ地近接等危険住宅移転事業費(国庫)補助金四十二万一千円、川辺西小学校大規模改築事業(国庫)補助金五百五十万円、農地農業用施設災害復旧費(県)補助金三百六十五万円、繰越金六百万八千円、町債(木曽川右岸流域浄水事業負担金負担事業)百三十万円など |
| 歳入では | △は減額   |

|                               |                               |
|-------------------------------|-------------------------------|
| 【補正の主な内容】                     | △は減額                          |
| 退職被保険者等の療養費など補正               | (全会一致)                        |
| 平成元年度川辺町国民健康保険事業特別会計補正予算(第二号) | 平成元年度川辺町国民健康保険事業特別会計補正予算(第二号) |
| 歳入では                          | 平成元年度川辺町国民健康保険事業特別会計補正予算(第二号) |
| 歳入では                          | △は減額                          |

平成元年度川辺町水道事業会計補正予算  
(第一号)



町民ホールに設置されたシンボル塔

療養給付費等負担金(六十三年度精算分)三百八十六万九千円、療養給付費交付金二千八百八十三万五千円、国民健康保険基金繰入金△一千八百八万九千円、その他繰越金一千六百六十円、その他の歳出

職員給与費を追加補正  
(全会一致)

年次精算分)三百八十六万九千円、療養給付費交付金二千八百八十三万五千円、国民健康保険基金繰入金△一千八百八万九千円、その他繰越金一千六百六十円、その他の歳出

職員の給与改定に伴い、六十万五千円の補正を行いました。

五、工事の場所 川辺町中川辺  
大谷地内

大谷公園整備工事の請負契約の締結について  
（全会一致）

平成元年度川辺町一般会計補正予算(第五号)  
会計補正予算(第五号)

契約金額は三千七百八

万円  
(全会一致)

工事の請負契約の締結について、全会一致で次のとおり決まりました。

一、契約の目的 大谷公園整備

二、契約の方法 指名競争入札

三、契約金額 三千七百八万円

四、契約相手方 美濃加茂市古井町下古井四〇番地の一

株式会社佐合木材

昨年名古屋市で開催された世界デザイン博の会場に設置されていたシンボル塔を、本町が譲り受け役場庁舎内の町民ホールに設置するため、一般会計補正予算(第四号)で委託料として七十五万円が計上されました。その後、設置に一部設計変更が生じましたので、四十一万円になりました。

年間一人百九十五食の予定が行事等で百九十二食の見込みとなつたため、歳入歳出それぞれ九十万五千円を減額し、総額を五千四百八十四万一千円としました。

デザイン博シンボル塔設置委託料を追加補正  
(全会一致)

（全会一致）

代表取締役 佐合隆治

# そこが聞きたい

一般質問

今回の定例会における一般質問は、会期最終日の十六日に四名の議員が登壇し、当面する町政の諸問題について当局の考え方や方針について質問しました。

その質問と執行部の答弁の内容は次のとおりですが、紙面の都合で要約してあります。

(順序は発言通告書受付順)

## 平岩 求議員

計画をお聞かせ願いたい。

### ふるさと創生事業の計画について

現在、コンサルタントに調査を委託中

問 町民各位のふるさと創生に対する調査から二案の答申があり、その第一案が「ダム湖周辺の整備と漕艇場に附帯する遊歩道の設置」と、いうことで出されおります。

これは、町の活性化、あるいは観光面を中心とした事業がなされるのか、または憩いの場づくりというようなことで計画されているのかお尋ねいたします。また、事業は一億円ができるかどうか。有意義なものをつけついただきたいと考えますが

答(企画室長) 九月定例議会におきまして、調査委託料を議決していただきましたので、さっそくコンサルタントに調査を委託し、現在進めているところです。まだ、具体的な計画案をご説明できる段階ではございませんが、来年(平成二年)の一月中には、基本的な整備全体構想図ができてきますので、そのときにおいて施設の導入計画、配置計画あるいは植栽計画など十

分検討し、町民のみなさまのご期待に添うような計画で進めて

いきたいと考えています。

それから一億円のふるさと創生費については、本年度の調査費と来年度(平成二年)の用地、補償費等を考えておりますが、特に用地、補償費等は実際どのくらいかかるかわかりません。

一億円では足らないようにも思っています。この事業の推進にあたりましては、今後みなさま方の格別のご理解とご協力をお願いいたします。

以上の点についてお尋ねいたします。

中学生の漕艇に対する指導者の養成をしていただき、優秀な選手をつけていただきたいと思います。

以上的の点についてお尋ねいたします。

### 委託調査の結果により

推進方法等をご相談していきたい

方の格別のご理解とご協力をお願いいたします。

答(教育長) 総合グランドの新設につきましては、今定例議会に町民運動場の調査委託料として補正予算をお願いしておりますが、この調査の成果表ができましたら、その推進方法とか手順などについてみなさま方にお図りし、進めていきたいと思っております。

それから国体を想定してといふことにつきましては、施設面あるいは指導者の研修など、その時点ですべて要望していきたいと思つております。なお、本町におきましては、競技スポーツ、軽スポーツ、少年スポーツなどそれぞれの団体を対象とし、いろいろの立場で研修会をもちらがら技術の向上に努めておりま

た、近年、イノシシが、人里近くまで現われ広範囲にわたつて農作物の被害が続出しております。その捕獲対策についての考え方をお尋ねいたします。

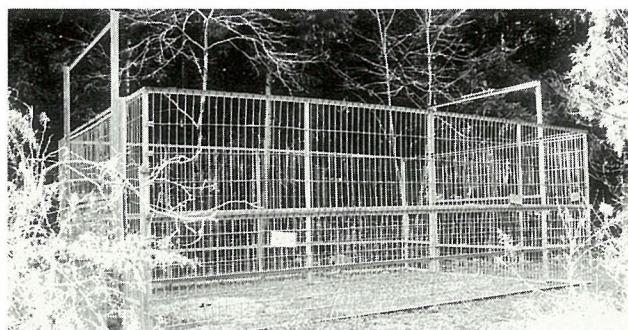
また、防護さくなど作られているところがありますが、こうしたものに対しても補助とか助成はできるかどうか。

問 近年、イノシシが、人里近くまで現われ広範囲にわたつて農作物の被害が続出しております。その捕獲対策についての考え方をお尋ねいたします。

可期間が六十日間に延長

答(産業課長) この時期は狩猟期間外でもあり、県から有害鳥獣駆除の許可をとつて、猟友会の方に依頼をしていますが、

四月から十月までに五回の駆除を行い、銃ではイノシシ二頭を捕獲しております。また、町内



イノシシのさく(神坂地内で)

に設置されているイノシシのさくでは十六頭を捕獲し、合わせて十八頭となっています。この有害鳥獣駆除の期間は、一回もつてみえ、許可の期間中、毎日駆除に従事していただくといふことも困難であり、獵に出て足跡を追つて捕獲するという方法で時間も相当かかるわけです。なお、許可期間については、平成二年度から六十日間に延長される見込みであり、今後、捕獲に期待ができるものとthoughtります。

それから防護さくの助成については、現在ありませんが有害鳥獣駆除は猟友会にお願いしております。千円の報償金を支払っております。

### 独居老人緊急連絡システムの設置を望む

問 現在、民生委員、福寿会、家庭ヘルパーのみなさんが、ボランティア活動の一環として独居老人を友愛訪問などされております。異常時の対策として、電話に緊急事態発生装置を取り付け、ボタンを押せば自動的に消防署につながるシステムがあると聞いていますので、その点についてお尋ねいたします。

### 現時点では、設置は考えていない

答(住民課長) 現在、こうした装置にはNTTのシルバーホーム、あるいは県のメニュー事業であるインターネット、非常ベルや緊急電話の設置事業があります。しかし、このような事業を取り入れている市町村は非常に少ないと聞いておりますし、設置した場合の効果等を検討しなければわかりませんが、現時

点では設置する考えはありません。

### 中川辺駅の旧国鉄用地に自転車置場を

問 中川辺駅前には、現在二軒ほど自転車預りをやってみえる方がありますが、台数が多く収容しきれないので現状のようです。従つて、通勤されるみなさんが安心して自転車を置くことができるよう、旧国鉄用地を借用するなどして屋根のある自転車置場の設置をお願いするものです。

このことは、本来JR側が設置すべきものと思いますが、現在それがなされていないため望むもので、もし設置されることになれば利用されるみなさんにとっては、もちろん有料になります。ご意見をお聞かねいたします。

### 設置は、かなり難しい

答(企画室長) 中川辺駅前に限らず、現在多くの駅前広場には通勤通学等の方が自転車を置かれ、JR側としても不法駐輪ではあるが、默認されているよ

### 問 第一保育園も園舎が新しくなって、こどもたちも喜んでいるよう

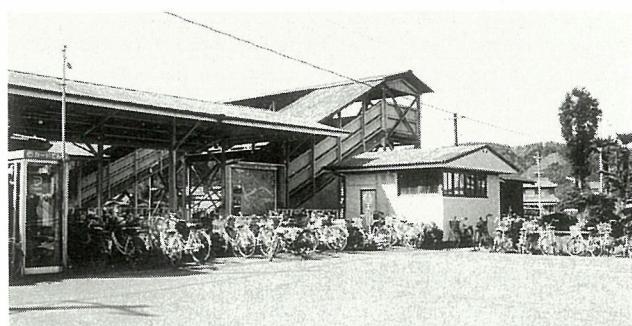
くなつて、園の生活にしたしんでいるようです。

「川辺町保育所の設置および管理に関する条例施行規則」では、「保育時間は、原則として午前八時三十分から午後四時三十分までとする。ただし、保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、必要な時間について伸縮することができる」と、されていますが、現在共稼ぎで時間的に遅くなる方の子は六時ごろまで保育されています。このようなことが多くなった場合、職員を増員するか、預かれないということになりますが、これらの点についてお伺いします。

### 現在の早番・遅番の交替制でやつていただきたい

答(保育園長) 保育時間の延長についてですが、これは長時間保育という制度で、午後四時三十分を超える二時間程度以内で、午後六時前後まで預かるところです。

これは届出制で、どうしても仕事に携わつていて保育ができないから預かってほしいと、いう方についてのみ実施している制度です。



中川辺駅前広場の自転車

現在、第二保育園で一名を預けておりますが、この方は母子家庭で、勤務時間が午後五時まで、ときには仕事の関係で迎えの時間が午後六時頃になり、また、土曜日も勤務のときがあり、届け出をしていただいており預りしています。

今まで機会あるごとに希望のある方は届け出をと、申し上げております。

職員の配置については、最低基準で保母一人当たり何人という規定がありますが、現在はこの基準に見合った保母が配置されており、この中で早番・遅番を決めてお預りしています。

今後、こういう方が多くなった場合には、特別に職員を配置していくような方法を講じていく必要がありますかと思いますが現在のところは、今実施しております交換制でお預りしていることを考えております。

## 則武 豊議員

問 本町の小中学校が道徳教育推進方についてお伺いします。

### 青少年の育成について

育推進校として、昭和六十二年から三年間県の指定を受け、さらに六十二年、六十三年の二年間は文部省の指定を受け、道徳教育について強力に推進され多大な成果があがりました。しかし、本年でこの指定が終了となりますが、せっかく身についた良習を今後も持続し、さらに高揚する必要があると思います。このことについて、今後一層の指導体制を強化されるよう要望いたします。

当町としても、その目的達成のために「青少年育成町民会議」が設置され、委員百八十名ほどで強力に運営されていますが、この会議の部会（六部会）の中でも地域での活動に関係するのが地域活動部会であります。

昭和六十三年度から「地域教育懇談会」が地区毎に開催されさらに平成元年度は「ふれあい集会」として実施してきましたが、今後はこうした集会をきめ細かく、できるだけ小単位で実施し、年間を通じて必要な時期に必要な場所で会合ができるよう進めていきたいと考えております。

青少年健全育成指導員の件ですが、七名の方では指導の目の届かない面もあるかと思いますので、今後各地区に一～二名の「推進委員（仮称）」を設置し、区長さんを中心に例えれば婦人会、老人会、育成会などの大きな組織といいますか、しくみを十

地域活動の推進については、その道にたけた指導者が必要であると考えますが、現在、町青少年健全育成推進指導員が七名指定されていると聞いております。この指導員を各区一名（大きい区は二名）を指定し、地区責任者（区長）とタイアップして活動を推進することになれば体制も強まり、一層の成果が期待できるものと思いますが、見解をお伺いいたします。また、地域活動に対する経費面についても考慮できないものかお尋ねいたします。

また、地域教育懇談会につきましては、昭和六十三年、平成元年は特に指定の関係がありまして、各地区で非常に多くの方を対象に行い、平成元年度は「ふれあい集会」として実施してきましたが、今後はこうした集会をきめ細かく、できるだけ小単位で実施し、年間を通じて必要な時期に必要な場所で会合ができるよう進めていきたいと考えております。



青少年の健全育成は、地域全体で……

環境汚染に早急な改善を望む

このことは、地道に長い期間をかけて推進し、定着を図る必要があると思いますが、今後の進め方についてお伺いします。

問 上川辺区神坂奥の通称“地蔵峠”的町道一〇四号線両側に産業廃棄物、ガレキ、廃車され

な組織との連絡調整をしていただき、青少年の健全育成のためには活動の中心となっていた方をお願いしているところであります。また、こうした方々の活動に係わる事務費などにつきましては、今後、配慮していきたいと思つております。

特に、この道徳教育の指定を終了したあとが正念場であると受けとめ、地域の連携について進めてきた推進会議を中心的に組織といいますか、しくみを十

(7) 平成2年3月15日発行

た自動車等が三か所にわたって大量に放棄されており、平成元年三月二十六日に上川辺区長、神坂組長の連名で、また八月二十八日には神坂組長名で改善および撤去についての要望書が提出されています。しかし、現在に至つても十分な改善がなされていない現状で、このまま放置しておけば心ない人の不法投棄等も加わり、著しく環境を汚染する心配もあり、住民からは飲料水や農作物等の汚染に大きな不安が高まっています。

早急に関係住民の要望に対処されるよう強く望むとともに現在に至るまでの町当局の対処および今後の改善方についてお伺いいたします。

### 適正に処分されるよう指導を進めていきたい

答（企画室長）奥神坂地内の産業廃棄物およびその最終処分場に関する問題ですが、これについては「廃棄物の処理および清掃に関する法律」の中で、事業者自身が処理することに伴う責務やあるいは適正な維持管理を行いう義務付などが定められています。

今回の処分場の廃棄物の内容を見ますとハイプラスチック類、ゴムくず類、金属くず、ガラスくずおよび陶磁器くず、工作物の除去に伴つて生じたコンクリートの破片、その他これに類する不用物、いわゆる建築廃材等に該当し、これらは安定型の處理物というように定められています。

安定型の処理物の場合、処分場面積が三千平方㍍以上あるときは県知事への届出義務と技術上の基準に従つて維持管理しなければならないとされています。ただし、三千平方㍍未満の処分場については、法の適用はなく、従つて届出義務もないので極めて基本的な基準によつて処理することとなつております。

現在のところ三か所とも安定型の処分場で、三千平方㍍未満の施設であり、町としては県の指導のもとに処分場の周囲に囲いが設けてあるとか、あるいは処分物の内容、管理者名等を明記した表示板設置の有無、また処分物が表示板と一致しているかどうかなどについて確認し、必要に応じて指導を行つております。

例会の一般質問で、第二保育園の改築計画について質問いたしましたが、その際の回答として「多額の建設費を必要とし、何年度に改築するということは、申し上げられないが、昭和六十三年度は第一保育園の改築、その後年度には防災無線設置等の事業があり、財政事情を勘案しながら進めていきたい」という回答がありました。

### 平成五年から六年度にかけて施設整備を協議



昭和三十八年、現在の位置に移築した第二保育園

後とも町としては、できる範囲の確認をし、指導を進めて適正な処方が行われるよう努めたいと考えております。

### 第二保育園の改築計画について

問 昭和六十二年度第四回定期会の一般質問で、第二保育園の改築計画について質問いたしましたが、その際の回答として「多額の建設費を必要とし、何年度に改築するということは、申し上げられないが、昭和六十三年度は第一保育園の改築、その後年度には防災無線設置等の事業があり、財政事情を勘案しながら進めていきたい」という回答がありました。

しかし、第一保育園の改築も終わり、防災無線の設置も本年度中に完了することにより、第二保育園の改築についての計画

① 使用料、手数料等に消費税を転嫁しないように、また水道料金の実質引き下げを

問 消費税廃止法案は、自民党的な党略的な審議引きのばしになりましたが、野党提出の数が逆転した参議院においては憲政史上はじめて、大多数の国民の要求に基づく野党提出の消費税廃止法案が成立したことには画期的であり、これこそが最近の国政選挙結果すなわち民意を反映したものだと考えます。

こうした観点から当町の水道料金をはじめとした公共料金、使用料・手数料等に消費税を軽嫁されることのないようにしていただきたい。また県下一高いといわれる水道料金については、実質的にできれば大幅に値下げできるように検討していただきたいと思いますが、町長のお考えをお聞かせください。

船戸 進議員

## かわべ議会報 No.42

ていない。水道料金は県の値下げに準じて改定したい。答（町長）まず使用料・手数料についての改定する考えはもつております。消費税の転嫁については、県では今年（平成元年）三月議会において条例が制定されていますが、実施は先送りとされ（平成元年）十二月議会で再延長されるとお聞きしています。

本町でもこうした使用料・手数料等の消費税の転嫁は、できるだけ先送りしていきたいと考えています。

次に水道料金については、県において今年度（平成元年度）で

不良債務が解消でき、黒字転換ができるということで、平成元年

十二月一日から県水原価を消費

税転嫁を含めて五割、実質二

割、従量換算で一立方㍍当たり百四十四円から百四十一円に改

定されていますが、再値下げについては県庁内に「経営検討委員会」が設けられ、料金の見直し作業が行われており、来年（平成二年）四月から再改定されるものと思われます。

本町でも、極めて高い水道料金であり、こうした意味からも新年度から県の値下げに準じて料金の改定を行いたいと考えて

おりません。

なお、値下げ幅については十分検討し、議員のみなさま方とよく協議して決定していきたいと考えています。

②心身障害者に対する福祉事業の一層の充実を図つていただきたい

問 さる（平成元年）十二月九

日は『障害者の日』でした。

一九七五年国連総会で「障害

者の権利宣言」を採択した日で

進を図ることを目的に、一九八

一年の国際障害者年を記念して

定められたものです。そしてそ

の翌年、国連が「障害者に関す

る世界行動計画」を採択し、一

九八三年から一九九二年までを

「国連障害者の十年」と宣言し

たのをうけて、日本政府も一九

八二年から一九九一年の十か年

計画で「障害者対策に関する長期計画」を策定しています。障

害者団体の運動と国民世論にお

され一定の改善・改革が図られ

てきました。しかし、同年から

始めた臨調・行革路線による福

祉再編政策により、施策の見直

しと後退が強められています。

当町でも、ある程度の施策は

進められましたが、障害者年の

テーマである「完全参加と平等」、

施設へ三名、精薄児施設へ六名、

重度心身障害児施設へ三名、身

体障害者授産施設へ一名、盲学

校あるいは養護学校へ六名、通

園されている方が一一名となっ

ています。次に十九歳以上の方

で精神施設への入所者が二六

名、在宅障害者で二十歳以上の

方で重度心身の方が一〇名、在

宅障害で二十歳未満の方が一一

名で、この中には施設や学校な

どへ通学されている方も含まれ

ています。この他在宅障害者、

この中には精薄者児童も含みま

すが、精神衛生施設入所者も含

めで一九名がみえます。

以上が現在の障害者の実態で

あります。

今後におきましては、在宅福

祉活動の強化を目的として、保

健婦やヘルパー等による訪問活

動を強化しながら、県から任命

された身体障害者の相談員（二

名）や精神薄弱者相談員（二名）

の方々ともよく相談しながら心

身障害者のニーズにあつたサー

ビス事業、在宅訪問診査あるい

は現在も実施している機能回復

訓練等に重点をおきながら移動

入浴車の派遣事業を実施してい

きたいと思っております。

なお、この「移動入浴車」は

二十四時間テレビチャリティー

委員会から（平成元年）十一月二

十九日に本町へ贈呈されたもの

で、軽四輪、ライトバン四人乗り

りとなつており、移動浴槽、灯

油瞬間湯沸し器、湯の貯蔵タン

クを装備しております。そして、

担架等を積載し、利用者の部屋

まで浴槽を移動させ、入浴・洗

髪などを行つというものです。

この事業は実施要綱や入浴車両



移動入浴車「ひまわり号」

心身障害者のニーズにあつたサービス事業等を重点に実施

答（住民課長）まず町内の障害者の実態をご報告させていただきます。

本町に住民票のある方で療育手帳をお持ちの方が現在二七名となっております。それから、身体障害者手帳の交付を受けてい

の取扱い、また講習会等も受け、体制の整備づくりをし、(平成二年)三月ないし四月から実施できるよう現在進めております。

**③町職員の人員配置について**

問い合わせる『行革』による行き過ぎた人員削減はなかつたかどうかお尋ねします。来年はどうかお尋ねします。

(平成二年)四月から実施される第一第四の「土曜閉庁」と併せ、住民サービスの一層の向上を目指すためにも、具体的に検討し、必要な人員を配置されるよう要望します。なお、町民の中には『あんなに職員が要るのか』と、いう素朴な疑問をもたれる方もあります。こうした点にも十分配慮し町民の理解を得られるよう、厳正で親切な執務が行われるよう徹底されたいと 思います。

この課を土木課へ統合しております。また、海洋センターの建設によって上米田支所をこのセンターの施設の中へ移したといふ、この二点ほどを記憶しています。特に人員の削減はなかつたかというご質問ですが、そうした人員の削減はなかつたと存じております。

それから土曜閉庁については、(平成二年)四月から実施することにしていますが、これによつて住民サービスの低下とならないよう、いろいろ検討しているところであります。実施にあたつては、原則として現行の予算、定員の範囲内において行い、人員配置については、円滑な土曜閉庁の運営のため努力、検討していく所存でありますのでご理解とご協力をお願ひいたします。



楽しいバイキング(第1保育園で)

第二保育園が七名(うち給食パート一名)の十八名となっています。職員の配置については、最低基準といふものを目安として、例えば未満児は幼児六人に対し一名、三歳児は二〇人に対し一名、四歳児以上は三〇人に対して一名といった割合で配置されています。ただし、主任保母は以前はフリーでありますたが現在は幼児を保育するという形になつております。

現在、第一保育園では未満児が六名おります。未満児の判定は、生まれた月を基準にしておられますので、例えば四月以降に入所した幼児については、誕生日過ぎてから入つてくるという方があり、現在一一名入つておられます。この未満児は、入所した時ですからそれ以後翌年の三月までは未満児として扱い、途中誕生日過ぎて三歳になつてから入つてきた、いわゆる四年保育といいますが、これについて未満児としては扱わないということで措置費においても決められております。未満児保育については、各保育園によつても違いますが、第一保育園は、こ

うことでなく「働らかさせていただいているんだ」と、いう気持ちをもつていいないと、とてもこの保育という仕事は大変だということを私たちも理解していますし、一つの行事の準備に費やす時間、これは書類に向かって働く仕事と違つて、人を相手にする仕事であるというこから大変な準備が必要となりました。連夜遅くまで残業し、ことにあります。対して職員一名、三歳児は二〇人に対し一名、四歳児以上は三〇人に対して一名といつた割合で配置されています。ただし、主任保母は以前はフリーでありますたが現在は幼児を保育するという形になつております。

現在、第一保育園では未満児が六名おります。未満児の判定は、生まれた月を基準にしておられますので、例えば四月以降に入所した幼児については、誕生日過ぎてから入つてくるという方があり、現在一一名入つておられます。この未満児は、入所した時ですからそれ以後翌年の三月までは未満児として扱い、途中誕生日過ぎて三歳になつてから入つてきた、いわゆる四年保育といいますが、これについて未満児としては扱わないといふことで措置費においても決められております。未満児保育については、各保育園によつても違いますが、第一保育園は、こ

うことで「働らかされている」と、そ

円滑な土曜閉庁の運営のため努力、検討していく

**答(町長)** 本町の行政改革は昭和六十年十月に「川辺町行政改革大綱」を決定し、その大綱に基づき実施してきたところですが、当時、役場には土地改良事課がありました。しかし、課がほぼ終わつたということで、

この課を土木課へ統合しております。また、海洋センターの建設によって上米田支所をこのセンターの施設の中へ移したといふ、この二点ほどを記憶しています。特に人員の削減はなかつたかというご質問ですが、そうした人員の削減はなかつたと存じております。

それから土曜閉庁については、(平成二年)四月から実施することにしていますが、これによつて住民サービスの低下とならないよう、いろいろ検討しているところであります。実施にあたつては、原則として現行の予算、定員の範囲内において行い、人員配置については、円滑な土曜閉庁の運営のため努力、検討していく所存でありますのでご理解とご協力をお願ひいたします。

この課を土木課へ統合しております。また、海洋センターの建設によって上米田支所をこのセンターの施設の中へ移したといふ、この二点ほどを記憶しています。特に人員の削減はなかつたかというご質問ですが、そうした人員の削減はなかつたと存じております。

それから土曜閉庁については、(平成二年)四月から実施することにしていますが、これによつて住民サービスの低下とならないよう、いろいろ検討しているところであります。実施にあたつては、原則として現行の予算、定員の範囲内において行い、人員配置については、円滑な土曜閉庁の運営のため努力、検討している所存でありますのでご理解とご協力をお願ひいたします。

この課を土木課へ統合しております。また、海洋センターの建設によって上米田支所をこのセンターの施設の中へ移したといふ、この二点ほどを記憶しています。特に人員の削減はなかつたかというご質問ですが、そうした人員の削減はなかつたと存じております。

それから土曜閉庁については、(平成二年)四月から実施することにしていますが、これによつて住民サービスの低下とならないよう、いろいろ検討しているところであります。実施にあたつては、原則として現行の予算、定員の範囲内において行い、人員配置については、円滑な土曜閉庁の運営のため努力、検討している所存でありますのでご理解とご協力をお願ひいたします。

この課を土木課へ統合しております。また、海洋センターの建設によって上米田支所をこのセンターの施設の中へ移したといふ、この二点ほどを記憶しています。特に人員の削減はなかつたかというご質問ですが、そうした人員の削減はなかつたと存じております。

それから土曜閉庁については、(平成二年)四月から実施することにしていますが、これによつて住民サービスの低下とならないよう、いろいろ検討しているところであります。実施にあたつては、原則として現行の予算、定員の範囲内において行い、人員配置については、円滑な土曜閉庁の運営のため努力、検討している所存でありますのでご理解とご協力をお願ひいたします。

この課を土木課へ統合しております。また、海洋センターの建設によって上米田支所をこのセンターの施設の中へ移したといふ、この二点ほどを記憶しています。特に人員の削減はなかつたかというご質問ですが、そうした人員の削減はなかつたと存じております。

それから土曜閉庁については、(平成二年)四月から実施することにしていますが、これによつて住民サービスの低下とならないよう、いろいろ検討しているところであります。実施にあたつては、原則として現行の予算、定員の範囲内において行い、人員配置については、円滑な土曜閉庁の運営のため努力、検討している所存でありますのでご理解とご協力をお願ひいたします。

なお、労働過重ということについては、よく協議しまして、ついては、最低基準で示されている以上の配置がお願いできるものであれば、新年度の予算編成の中で措置をしていきたいと考えています。

### 二次総の「基本的目標」に基づく町づくりについて

十三日、第一種大型小売店であるユーストア川辺店が開業しました。

川辺町は、大型小売店の出店については自粛地域とされたためにもかかわらず、町長と商工会長は多くの地元商業者の反対を押し切ってゴーサインを出したことにより出来たものです。この日を境にして、中川辺商店街は閑散とした町になってしまった。時にはゴーストタウンの様相を呈しており、店の方々の無念さを思うとき、また胸の締め付けられる思いでいっぱいになります。

実際、この人たちの話を聞きましても、中心街の店のみならず同種の商いをされている店は例外なく客足は減り、甚大な影響を受けておられるということ

です。町長はこの実態をどのように見ておられるか、感想をお聞かせください。また町長は通常局への回答の中で『大型店舗街との連携性を考えて、商店街の活性化を図っていく』と、述べていますが、どのような施策をもつて町の活性化を図るつもりなのか、具体的にお聞かせください。

### 商工会を指導強化し、連携をとりながら活性化を図つていきたい

答（町長）ユーストアの開業に伴い、町内商店街の影響は厳しいものがあると存じております。こうした中で、中川辺商店街では先般、第三回目のバーチャルセールを開催され、それぞの商店のみなさんが、ご努力をいたしております。そのことに對し、心から敬意を表しているところであります。今後におきまして、商工会を十分指導強化し、連携をとりながら、みなさまの方のご協力をいただき、また商業者のみなさんの一層のご努力をいただきながら活性化を図つていかなければならぬと考えておりますので十分なご

指導とご協力を願いいたします。

### 農地の不法埋め立てと道路法二十四条工事について

問 ユーストア川辺店開業に際し、一部農地が不法に埋め立てられ駐車場になっています。

埋め立て工事中に、担当職員が『指導した』ということですが、強行されたということです。

一体どのよだん指導をし、その後どのように対応されているのかお聞かせください。これまでにも同様な事例について幾度か指摘していますが、一向に改善されません。このような無法がまかり通るなら、法も許可もいらないということでしょうか。明確にお答えください。

さらに同所および木の根橋寄りの出入り口は、道路法第二十四条に定める路側工事がされておりませんが、このままいいのでしょうか、お尋ねします。

### 申請書が提出され、承認後は早急に工事が着工されるものと思う

答（土木課長）道路法第二十四条の路側工事の件につきましては、承認申請が提出されて、

今後は県とよく協議しながら進めたい

車場用地の埋め立ての件につい

ては、現在県へ進達中であります。この土地は、字絵図上では水路があることになつておりますので県の指導も受けながら水路の廃止等の申請手続きを早急に行なうよう指導しています。

### ごみ処理について

問 ごみ処理についてお尋ねいたします。

一つは燃える粗大ごみですが、今は扱わないのかどうか。扱うのであれば収集日を告知し、ごみ処理券の記入方を明示していただきたいと思います。もう一つの問題は、指定外のごみ袋でごみが出された場合業者が収集しないので、いつまでもごみ置き場に放置されることがあります。こんなときどうすればよいのか、お聞かせください。

### 大きいごみは、直接衛生センターへ搬入をお願いしている

答（住民課長）燃える粗大ごみの解説は、比較的大型の固形廃棄物ということを思つております。大きい物については、「直接衛生センターへ搬入してください」と、いうことでお願いし

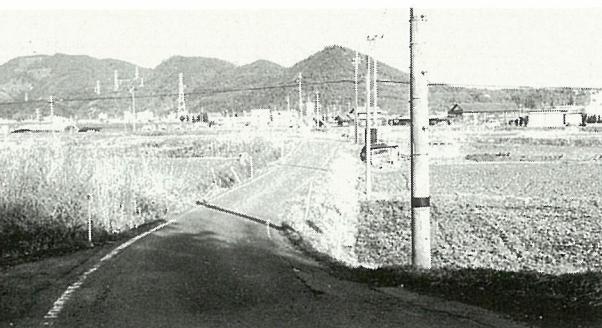
て提出され、承認してますので、早急に着工の運びになるものと考へています。

ております。それから黒い袋に入れられたごみが時々、放置されているということですが、月に二、三件ほどあります。これについては、毎収集日に回るということはしておりませんが時々回つたり、あるいは電話等で連絡があつたときに、職員が出向き衛生センターまで運んでおられます。

### 国道四一八号線の改良について

問 町道一〇六号線から通称「水道山」下までの間は、道路幅が狭く、車のすれ違いが困難です。

最近は通勤のため通過車両も多くなつており、早急な拡幅改良が望まれています。いろいろの困難な問題もあるかとは思いますが、一日も早い実現を要望します。見通しについてお尋ねいたします。



早急な拡幅改良が望まれる国道418号線

回答をいただいており、今後もさらに要望を重ねていきたいと考えております。二年一度調査をするという回答をいただいており、今後もささらに要望を重ねていきたいと考へております。

木事務所の担当課長、担当職員に現地へ来ていただき、実情を説明し、拡幅改良について重ねて強力に要望しましたが、平成二年度に一度調査をするという回答をいただいており、今後もささらに要望を重ねていきたいと考へております。

問 高齢化社会を迎える本町でも毎年六十五歳を迎える方が六十人余りあります。現在三名の家庭奉仕員がみえます。比久見、福島、下吉田、下麻生、下川辺地区には奉仕員がなくて上川辺、中川辺、鹿塙地区に偏在しております。ご承知のように家庭奉仕員の派遣対象は、老衰、心身障害、傷病等の多岐にわたり、仕事の内容も身体の介護、家庭、相談、助言など実態を聞いてみると、たいへんな仕事であり、簡単には適任者の確保は難しいものと思われます。

答（住民課長）家庭奉仕員の増員については、奉仕員一名当たり平均で一八・五世帯を受持っています。（1）のご質問につきましては、奉仕員一名当たり平均で一八・五世帯を受持っています。（2）の奉仕員の採用条件については、①心身ともに健全であること。②老人福祉に関し、理解と熱意を要すること。③家事、看護の経験と相談・助言の能力を有すること。以上この三点をあげています。

問 現在、老人会に委託して入浴車両等の導入により現在検討している

答（住民課長）家庭奉仕員の増員については、入浴車両等の導入により、来年度（平成二年度）予算の中での現在検討しております。

習はどれくらいありますか。

け行うということではありませんが、これには二泊三日の施設研修、日本赤十字社あるいはその他の支部で行われます講習会等を含んでおります。このほか地域で実施されます研修会等にも出席されております。

### 友愛訪問について

友愛訪問が実施されていますが、地区によっては老人会への加入が少なく、友愛訪問の主旨がよく行き届かぬ面もあるよう聞いております。現状をお尋ねいたします。

### 研修会の実施を計画している

答（住民課長）十九支部の老人クラブの会長さんにお集りいただいた折に、話をしておりますが、寝たきり老人や独り暮らし老人の方々を老人クラブのみなさん方が定期的に訪問し、励まし、慰められております。

答（土木課長）ご指摘の箇所は、町道一〇六号線から「水道山」下までの間約百八十㍍あり

### 国、県へ拡幅改良を重ねて強力に要望している

（1）現在三名の奉仕員の方々は、一名当たり何世帯ぐらい受け持つてみえますか。  
（2）奉仕員を新しく採用する場合その採用条件はありますか。  
（3）奉仕員に対する国、県の助成は現在どれくらいですか。  
（4）奉仕員になつた場合、県の講習については、初任者研修として三百六十時間研修があります。この研修は一度にこれだ

田原芳郎議員



|        |  |
|--------|--|
| 11月 1日 | 総務文教委員会開催。町内教育施設を視察                              |
| 8日     | 議会報編集委員会開催。41号編集について協議                           |
| 15日    | 町村議会議長全国大会に出席（東京）                                |
| 30日    | 厚生経済委員会協議会開催<br>元年度補正予算等を審議                      |
| 12月 1日 | 総務文教委員会協議会開催<br>元年度補正予算等を審議                      |
| 4日     | 土木委員会協議会開催。元年度補正予算等を審議                           |
| 5日     | 議会運営委員会開催。第4回定例会の運営等を協議                          |
| 7日     | 区長会に議長出席   |
| 12日    | 水力発電施設周辺地域交付金拡充全国市町村総決起大会に議長出席（東京）               |
| 13日    | 第4回定例会開会。会期の決定、町長提案説明、議案一括上程                     |
| 14日    | 郡議長会（美濃加茂市）                                      |
| 16日    | 第4回定例会再開。一般質問討論、採決                               |
| 25日    | 各一部事務組合議会に議長出席（美濃加茂市）                            |
| 26日    | 消防団年末夜警巡察（総務文教委員長）                               |
| 27日    | ”（副議長）   |
| 28日    | ”（議長）  |
| 1月 4日  | 消防団出初め式に議員出席                                     |
| 12日    | 土木委員会開催。陳情書について審議                                |
| 15日    | 成人式に議員出席   |
| 19日    | 議会全員協議会開催。各委員会協議会の日程等を協議<br>伝染病予防組合議会に議長出席（多治見市） |
| 25日    | 郡議長会（美濃加茂市）                                      |
| 29日    | 土木委員会開催。陳情書について協議                                |
| 2月 1日  | 木曽川右岸利水協議会総会に議長出席（美濃加茂市）                         |
| 7日     | 土木委員会協議会開催。平成2年度予算等を審議                           |
| 9日     | 厚生経済委員会協議会開催<br>平成2年度予算等を審議                      |
| 13日    | 総務文教委員会協議会開催                                     |
| 15日    | 平成2年度予算等を審議                                      |
| 14日    | 加茂・可児郡町村議会議員研修会へ出席（美濃加茂市）                        |

## 平成2年2月1日から実施

政治家の寄附は、罰則をもつて禁止されました

改正された内容は、次のとおりです。

① 政治家（候補者、候補者となる者とする者および現に公職にある者）は、寄附をすると処罰されます。

であっても禁止されており、次のものを除きすべて罰則の対象となります。

② 有権者が、威迫してあるいは政治家を陥れる目的で寄附を求めると処罰されます。

（電報なども含まれます。）を出すことは禁止されます。

③ 政治家は、年賀状等のあいさつ状を出すことが禁じられます。

政治家は、選挙区内にある者に対し、答礼のための自筆によるものを除き、年賀状、暑中見舞状などの時候のあいさつ状

いる場合は処罰されます。

処罰されます。

④ 政治家や後援会が、有料のあいさつ広告を出すと処罰されます。

政治家や後援団体（いわゆる後援会）が、選挙区内にある者に対するあいさつを目的として、新聞、雑誌、テレビ、ラジオなどにより、有料の広告（いわゆる名刺広告など）を出すと処罰されます。

なお、政治家や後援団体に対し、あいさつの目的とする有料の広告を求めることが禁じられます。

⑤ 後援会が花輪、香典、祝儀などを出すと処罰されます。

後援団体（いわゆる後援会）が花輪、供花、香典、祝儀その他これらに類するものを出したり、行事や事業に関する寄附以外の寄附をすると、その時期のいかんを問わず、処罰されます。

（①、②、④および⑤）によつて処罰されると、公民権停止の対象となります。